

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会

第1回常任委員会



ボウリング



ひこねスーパーカロム



SO バドミントン



なぎなた



陸上競技



ハンドボール



弓道

日 時 令和5年(2023年)7月21日(金)

午後1時30分

会 場 ひこね市文化プラザ メッセホール

湖国の感動 未来へつなぐ



わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025



わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会 第 1 回常任委員会次第

○報告事項

第 1 号報告

第 1 回総務企画専門委員会における審議決定事項 . . . P 1

1 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市協賛取扱要項

2 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市協賛取扱基準

3 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市ボランティア募集要項

第 2 号報告

第 1 回宿泊衛生専門委員会における審議決定事項 . . . P 11

1 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市食品衛生対策要項

2 わた SHIGA 輝く国スポ彦根市環境衛生対策要項

○議事

第 1 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市開催準備総合計画（改定案） . . . P 14

第 2 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ
彦根市リハーサル大会開催基本計画（案） . . . P 15

第 3 号議案

わた SHIGA 輝く国スポ
彦根市警備・消防防災基本計画（案） . . . P 17

第 4 号議案

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者
スポーツ大会彦根市歓迎・接伴実施計画（案） . . . P 18

○参考資料

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会会則 . . . P 19

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会専門委員会規程

・・・P 25

第1号報告

第1回総務企画専門委員会における審議決定事項

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則第12条第3項の規定に基づき報告する。

1 第1回総務企画専門委員会（令和5年2月16日）

- ・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市協賛取扱要項（2ページ参照）
- ・わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市協賛取扱基準（6ページ参照）
- ・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市ボランティア募集要項（8ページ参照）

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市協賛取扱要項

(目的)

第1条 この要項は、彦根市で開催される第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」および競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）における協賛の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(協賛の内容)

第2条 協賛の内容は、原則として大会の広報啓発および歓迎装飾に係る物品その他大会の運営に要する用具（以下「協賛物品等」という。）の受入れによるものとする。

(協賛の実施方法)

第3条 協賛は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）において受け入れる。

- 2 協賛の申込みは、協賛申込書（様式第1号）により行う。
- 3 実行委員会は、協賛の受入れを決定し、これを受領したときは、協賛受領書（様式第2号）を協賛者に交付する。
- 4 協賛の方法は、提供または貸与とする。
- 5 協賛物品等の搬入、据付、撤去等にかかる費用は、原則として協賛者の負担とする。

(協賛として受け入れないもの)

第4条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協賛を受け入れないものとする。

- (1) 大会の趣旨に反すると認められるとき。
- (2) 法令等に違反すると認められるとき。
- (3) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (4) 青少年の健全な育成に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (5) 政治活動、宗教活動等に係ると認められるとき。
- (6) 個人の氏名を宣伝する目的と認められるとき。
- (7) その他実行委員会が適当でないと認めるとき。

(協賛の表示)

第5条 協賛物品等には、協賛者の意向に応じて、協賛者名を表示することができる。ただし、協賛物品等に直接表示することができない場合は、この限りではない。

- 2 前項の規定により表示する場合は、表示方法、表示箇所、文字等の大きさ等について、あらかじめ実行委員会の承認を得て、原則協賛者が行うものとする。

(謝意の表明)

第6条 実行委員会は、協賛を受入れたときは、協賛者に対して感謝状の贈呈等を行うことができる。また、必要に応じて、実行委員会ホームページ等にその旨を掲載することができる。

(協賛の受入れ期間)

第7条 協賛の受入れ期間は、大会終了までとする。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、協賛の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

付 則

この要項は、令和5年2月16日から施行する。

様式第1号

協 賛 申 込 書

年 月 日

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会 会長 様

申込人 住 所
名 称
代表者氏名

彦根市で開催されるわた SHIGA 輝く国スポ・障スポおよび競技別リハーサル大会の開催趣旨に賛
同し、下記のとおり協賛します。

記

協 賛 物 品 等	品目	
	規格	
	単価	
	数量	
	評価額	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
引渡予定年月日	年 月 日	

担当者
所属
氏名
電話

様式第2号

協 賛 受 領 書

年 月 日

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
彦根市実行委員会 会長

彦根市で開催されるわた SHIGA 輝く国スポ・障スポおよび競技別リハーサル大会にかかる協賛物
品等を下記のとおり受領しました。

記

協 賛 物 品 等	品目	
	規格	
	単価	
	数量	
	評価額	
協 賛 方 法	<input type="checkbox"/> 提供 <input type="checkbox"/> 貸与	
受 領 年 月 日	年 月 日	
そ の 他		

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市協賛取扱基準

1 趣旨

この基準は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市協賛取扱要項第 6 条の規定に基づき、協賛者への謝意表明について必要な事項を定めるものとする。

2 謝意実施基準

協賛者への謝意を表明する基準については、次の表に掲げるとおりとする。

協賛者	評価額	感謝状等	対応方法	対応者
企業・法人・団体	50 万円以上	感謝状	贈呈式	会長
	50 万円未満 10 万円以上			事務局長
	10 万円未満	礼状	郵送	—

3 協賛者名掲載基準

報告書等に協賛者名を掲載する基準については、次の表に掲げるとおりとする。

協賛者	評価額	ホームページ	報告書等	協賛物品	協賛者の呼称使用
企業・法人・団体	10 万円以上	協賛者バナー貼付、写真および記事掲載	協賛者名掲載	掲載可能物品全てに協賛者名掲載	使用可
	10 万円未満	協賛者名掲載			

備考

- (1) 個人協賛は、要項第 4 条第 6 号の規定に基づき求めないこととするが、申し出があった場合は、別途協議のうえ対応する。
- (2) 協賛物品については、市価に金額換算して対応する。金額換算が困難である協賛内容については、別途協議のうえ対応する。
- (3) 贈呈式については、協賛者の意向等を確認のうえ実施する。

(4) 協賛者の呼称使用の範囲については、商品や商品広告を除く自社の広報活動やCSR(社会貢献活動)に限り、次の例により無償で使用できるものとする。なお、協賛者の呼称を使用したフレーズの掲載については、事前に実行委員会に内容確認のうえ使用することとする。

例)

〇〇〇社は、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{わた SHIGA 輝く国スポ} \\ \text{わた SHIGA 輝く障スポ} \\ \text{わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ} \end{array} \right\}$

彦根市開催 $\left\{ \begin{array}{l} \text{競技を応援しています。} \\ \text{△△競技会の協賛企業です。} \end{array} \right\}$

※市・競技を限定せずに、大会全体を指す呼称は使用できません。

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市ボランティア募集要項

1 趣旨

この要項は、本市で開催される第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」および競技別リハーサル大会（以下「大会」という。）において、市民一人ひとりが、それぞれの立場で積極的に参加し、大会参加者や一般観覧者を心のこもったおもてなしでお迎えするとともに、喜びと感動を共有する大会とするため、大会の運営および広報に携わるボランティアの募集に関し、必要な事項を定める。

2 募集主体

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）

3 活動種別および活動内容

本市で開催する大会の運営および大会等の広報に携わるボランティアの主な活動内容は、次のとおりとする。

(1) 運営ボランティア

区分	主な活動内容
受付・会場案内	競技会場等での受付、案内、資料配布等
休憩所	休憩所におけるドリンクサービス等
弁当配布	弁当引換所における弁当の配布および空き箱の回収等
会場整理	競技会場における来場者の誘導等
環境美化	競技会場内外の清掃・美化、草花等への給水等
駐車場整理	駐車場案内、シャトルバスおよびタクシーの乗降案内等
その他	上記のほか、競技運営等に関する活動

(2) 広報ボランティア

区分	主な活動内容
大会広報・PR活動	各種イベント会場におけるPR活動、大会イメージソングの普及等
記録収集	イベント会場等における写真・映像の撮影記録等

4 活動期間

ボランティア登録日から大会終了日までとする。ただし、登録時点において小学生の場合、活動開始（研修会等を含む。）は中学生になってからとする。

5 募集期間

令和5年（2023年）10月2日（月）から令和7年（2025年）5月30日（金）までとする。

ただし、実行委員会は必要に応じて期間を変更できるものとする。

6 応募要件

平成25年（2013年）4月1日以前に生まれた方（令和7年4月1日時点で中学生以上）で、以下のいずれかに該当すること。

ただし、応募時点で18歳未満の方の申込みについては、保護者の同意を得るものとする。

- (1) 本市に在住、通勤、通学している個人。
- (2) 本市に活動拠点を有する団体。
- (3) 上記以外に、実行委員会が必要と認めた個人および団体。

7 応募方法

実行委員会ホームページでの申込み、または登録申込書に必要事項を記載の上、実行委員会事務局まで持参、郵送もしくはファックスにより行う。

ただし、18歳未満の申込みについては、保護者の同意が必要となるため、持参または郵送に限る。

8 登録、変更および取消

(1) 登録

実行委員会は、応募要件を満たした応募者をボランティアとして登録する。

(2) 変更

実行委員会は、本人または当該団体の代表者から届出があった場合に登録内容を変更することができる。

(3) 取消

実行委員会は、次の場合に登録を取り消すことができる。

- ア 本人または当該団体の代表者から届出があった場合
- イ 大会のイメージを損なう行為があった場合
- ウ 大会運営に支障があると判断したとき

9 活動内容の決定

登録者の具体的な活動内容および活動日時については、実行委員会が実施する希望調査

等を参考に決定するものとする。

10 研修等

実行委員会は登録者に対し、大会に関する認識を深め、円滑な大会運営を行えるよう、必要に応じて研修会等を実施するものとする。

11 報酬および交通費

ボランティア活動、説明会および研修会等の参加に係る報酬は無償とし、交通費についても自己負担とする。

12 服飾および食事

ボランティアの活動にあたっては、ボランティアであることが識別できる服飾等および食事等について、必要に応じて実行委員会が支給する。

13 保険

ボランティア活動ならびに説明会および研修会の実施にあたり、必要に応じて実行委員会の負担で「傷害保険」および「損害賠償責任保険」に加入するものとする。ただし、上記以外の活動における事故等について、実行委員会は責任を負わないものとする。

14 個人情報の取扱い

応募者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律をはじめ、関係法令の規定に基づき、適正に管理・保護する。

ただし、申込時に滋賀県のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会（以下「県実行委員会」という。）への情報提供に同意している登録者の情報に限り、県実行委員会からの要請に応じて提供することができるものとする。

15 補則

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第2号報告

第1回宿泊衛生専門委員会における審議決定事項

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則第12条第3項の規定に基づき報告する。

1 第1回宿泊衛生専門委員会（令和5年2月8日）

- ・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市食品衛生対策要項（12ページ参照）
- ・わた SHIGA 輝く国スポ彦根市環境衛生対策要項（13ページ参照）

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市食品衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会彦根市医事・衛生基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポにおける食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、大会参加者等に食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(2) 指導

県、関係機関・団体等と連携し、宿泊施設、弁当調製事業者および競技会場の食品販売店に対して指導を行い、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(3) 健康管理

県、関係機関・団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生日予防を重点とした従事者の健康管理の徹底および病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

(4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒患者が発生した場合、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、食品衛生対策の実施に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、「第79回国民スポーツ大会彦根市医事・衛生基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポにおける環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関・団体等と連携し、市民、大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場、練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎の周辺における道路、河川、公園等、公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄やポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

関係機関・団体等と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるよう環境衛生の保持に努めるよう指導する。

(5) ごみ等の発生抑制

大会参加者等に対して、ごみの持ち帰りを励行するなど、会場等におけるごみ等の発生抑制（リデュース）を推進する。回収を行う場合は、分別を徹底するとともに、可能な限りリユースおよびリサイクルに努める。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、環境衛生対策について必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市開催準備総合計画(改定案)

年度	令和元年度(2019年度) (6年前)	令和2年度(2020年度) (5年前)	令和3年度(2021年度) (4年前)	令和4年度(2022年度) (3年前)	令和5年度(2023年度) (2年前)	令和6年度(2024年度) (1年前)	令和7年度(2025年度) (開催年)
開催地	茨城県	開催中止	三重県	栃木県	鹿児島県	佐賀県	滋賀県
主要日程	開催内定	開催内定		日スポ協・文科省総合視察 開催決定・会期決定		中央競技団体第2次視察 国スポリハーサル大会開催	障スポリハーサル大会開催 第79回国民スポーツ大会開催 第24回全国障害者スポーツ大会開催
準備組織	準備委員会設立準備・総会開催	第2回準備委員会総会開催 第1回常任委員会開催	第3回準備委員会総会 第2回常任委員会開催	第4回準備委員会総会・第1回実行委員会総会(移行)開催 第3回常任委員会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	第2回実行委員会総会開催 第1回常任委員会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	第3回実行委員会総会開催 第2回常任委員会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催	第4回実行委員会総会・第5回総会(解散総会)開催 第3回常任委員会開催 総務企画専門委員会開催 競技式典専門委員会開催 宿泊衛生専門委員会開催 輸送交通専門委員会開催
庁内推進会議・リハーサル大会実施本部・大会実施本部							
総務 企画 関係	総務企画	開催準備総合計画(年次計画)策定	開催準備総合計画(年次計画)改定	開催準備総合計画(年次計画)進行管理 服飾整備検討	開催準備総合計画(年次計画)進行管理 服飾整備要項策定 運営ガイドライン作成 大会実施本部マニュアル検討 文化プログラム実施検討	開催準備総合計画(年次計画)進行管理 服飾作成 配布資料袋等検討・作成 国スポリハーサル大会実施本部・大会実施本部マニュアル作成 文化プログラムの選定 危機管理詳細マニュアル作成	開催準備総合計画(年次計画)進行管理 服飾作成 配布資料袋等作成・配布 文化プログラムの実施
	財務		国スポリハーサル大会運営経費検討 国スポ開催経費調査検討 競技種目別競技会運営費(第1次)調査	国スポリハ大会経費検討 国スポ開催経費調査検討 競技種目別競技会運営費(第2次)調査	国スポリハーサル大会運営費予算編成 国スポ開催経費調査検討 競技種目別競技会運営費(第3次)調査 企業協賛の推進	国スポリハーサル大会予算執行・決算 国スポ開催経費調査検討 国スポ開催予算編成 企業協賛の推進	国スポ開催予算執行・決算書作成 企業協賛の推進
	広報	広報基本計画策定	広報啓発活動推進	広報啓発活動推進 実行委員会ホームページ開設準備	広報啓発活動推進 大会報告書構成方針検討 報道対応マニュアル検討 実行委員会ホームページ開設	広報啓発活動推進 大会報告書構成方針決定 報道対応マニュアル作成 炬火イベント実施計画策定 炬火イベント実施要項策定	広報啓発活動推進 大会報告書作成・配布 報道対応 炬火イベント実施
	市民運動		市民運動基本計画策定	市民運動実施計画策定 (市民運動アクションプログラム) ボランティア募集検討 ボランティアマニュアル検討 ボランティア募集要項策定	市民運動アクションプログラム推進 ボランティア募集・研修 ボランティアマニュアル作成	市民運動アクションプログラム推進 ボランティア募集・研修・配置	市民運動アクションプログラム推進
	歓迎・接件		歓迎・接件基本計画策定	歓迎・接件実施計画策定 歓迎・接件実施要項策定 総合案内所・休憩所設置検討 売店設置要項策定	歓迎・接件実施計画策定 歓迎・接件実施要項策定 総合案内所・休憩所設置検討 売店設置要項策定	歓迎・接件実施 総合案内所・休憩所設置 売店設置	
競技 式典 関係	競技・式典	県開催準備委員会への対応 競技用具整備計画作成(第1次) 競技役員等編成案作成(第1次) デモスポ競技選定(第1次)	競技運営基本計画策定 国スポリハーサル大会開催実施検討 競技用具整備計画作成(第2次) 競技役員等編成案作成(第2次) デモスポ競技選定(第2次)	競技別実施要項検討 競技別実施要項(第1次)作成 国スポリハーサル大会実施要項作成 競技別会期作成(第1次)(第2次) 競技用具整備計画作成(第2次) 競技役員等編成案作成(第2次) デモスポ競技選定(第3次) 式典基本計画策定	国スポリハーサル大会開催基本計画策定 競技別実施要項(第1次)作成 国スポリハーサル大会実施要項作成 競技日程・組合せ表作成(第1次) 競技用具整備計画作成(最終) 競技用具整備・配置(第1次) 競技役員等編成案作成(第3次) 競技会係員・補助員編成 競技会係員・補助員養成 デモスポ競技別実施要項検討	競技別実施要項(最終)作成 国スポリハーサル大会開催 競技日程・組合せ表作成(第2次) 競技用具整備・配置(第2次) 競技役員等編成案作成(最終) 競技会係員・補助員養成 デモスポ競技別実施要項作成	障スポリハーサル大会開催 競技別プログラム作成 競技用具整備・配置(最終) 役員委嘱状等発送 競技会係員・補助員養成配置 デモスポ競技開催
	施設整備		施設整備基本計画 (競技会場・練習会場の施設および用具)	施設設置調査・検討	施設設置計画作成 リハーサル大会施設仕様書作成	競技会場設置仕様書作成 リハーサル大会会場設営	競技会場設営
衛生 関係	宿泊		宿泊基本計画策定 仮配宿計画作成(第1次)		国スポリハーサル大会宿泊業務実施要項策定 仮配宿計画作成(第2次)	宿泊業務実施要項策定 国スポリハーサル大会宿泊実施 仮配宿計画作成(第3次)	最終仮配宿計画作成・本配宿 合同配宿センターとの連携
	医事・衛生			医事・衛生基本計画策定 食品衛生対策要項策定 環境衛生対策要項策定	医療救護対策要項策定 防疫対策要項策定 競技会弁当調達要項策定	医療救護所設置計画策定 リハーサル大会医療救護本部・ 救護所設置 食品衛生講習会開催 標準献立講習会 リハーサル大会食事提供 環境衛生講習会開催	医療救護本部・救護所設置 食品衛生のしおり作成・配布 食事提供
輸送 警備 関係	輸送・交通		輸送・交通基本計画策定		輸送交通業務実施要項策定 駐車場対策検討・乗用車利用対策・バス・鉄道利用者対策検討	交通規制計画策定	輸送本部設置
	警備・消防				警備・消防防災基本計画策定 警備・消防防災業務実施要項策定 関係機関との協力体制整備・調整等	リハーサル大会警備・消防本部設営	警備・消防防災本部設置

第2号議案

わた SHIGA 輝く国スポ彦根市リハーサル大会開催基本計画（案）

1 目的

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」（以下「SHIGA 国スポ」という。）の本市における競技別リハーサル大会（以下「リハーサル大会」という。）については、滋賀県の「第79回国民スポーツ大会 競技別リハーサル大会開催基準要項」および「彦根市競技運営基本計画」に基づき、競技会の運営能力向上と市民の機運醸成を図るため、県、競技団体、関係機関等と協力して開催する。

2 大会の選定

リハーサル大会は、県および競技団体との協議により選定する。

3 大会の運営

リハーサル大会は、原則として SHIGA 国スポに準じて運営するものとし、競技団体と協力し、目的や実情に応じ、必要最小限の経費で工夫を凝らして、質の高い効率的な大会運営に努める。

4 内容

（1）実施本部の設置

リハーサル大会の運営に万全を期するため、大会実施本部を設置する。

（2）競技運営

競技運営の主管は競技団体とし、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、競技団体との緊密な連携のもとに、合理的かつ効率的な運営を行うとともに、迅速かつ正確な記録の収集および速報に努める。

（3）式典

開・閉会式および表彰式（以下「式典」という。）は、競技団体と協議し、競技運営に支障のないよう簡素化に努める。また、式典で使用する音楽は、CD 等の活用を図るなど簡素化に努める。

（4）施設

リハーサル大会で使用する施設は、原則として SHIGA 国スポで使用する競技会場を充てることとし、できる限り SHIGA 国スポと同じ条件により行う。また、リハーサル大会の運営に必要な仮設施設については、県、競技団体、施設管理者等と協議のうえ、必要最小限の整備を行う。

(5) 競技物品

リハーサル大会に必要な競技物品については、既存物品を活用することとし、不足する場合は、借用での対応を基本とする。また、物品を新たに購入する場合は、必要最小限とする。

(6) 広報・市民運動

SHIGA 国スポに対する市民の理解を深め、市民総参加の機運を醸成するため、広報活動および市民運動を展開する。

(7) 観光・おもてなし

リハーサル大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員およびその他関係者ならびに一般観覧者（以下「リハーサル大会参加者等」という。）に心のこもったおもてなしを提供するため、必要に応じて歓迎装飾や案内所、休憩所、売店等を設置する。

(8) 医事・衛生

リハーサル大会参加者等の傷病に速やかに対処するため、関係機関等の協力を得て、医療救護体制を整えるとともに、清潔で快適な環境整備に努める。

(9) 輸送・交通

リハーサル大会参加者等の輸送については、原則として、公共交通機関を利用する。ただし、公共交通機関の状況や競技の特殊性等から必要と認めるときは、計画輸送を行う。

(10) 警備・消防

リハーサル大会を安全かつ円滑に運営するため、関係機関等と連携し、雑踏事故、火災その他災害、事故等の未然防止に努めるとともに、非常時における緊急対応に万全を期する。

5 その他

(1) この計画に定めるもののほか、必要な事項は、市実行委員会の各基本計画に準じて実施する。

(2) 第 24 回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」におけるリハーサル大会については、滋賀県が設置される、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

第3号議案

わた SHIGA 輝く国スポ 彦根市警備・消防防災基本計画（案）

1 目的

わた SHIGA 輝く国スポ（以下「国スポ」という。）における警備・消防防災対策については、滋賀県の「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 警備・消防防災基本計画」に基づき、関係機関・団体等との緊密な連携のもとに、国スポに関係するすべての施設において、安全かつ円滑な大会運営が行われるよう万全を期するものとする。

2 内容

(1) 警備対策

競技会場、練習会場、宿泊施設、沿道等（以下「競技会場等」という。）における事故・事件の防止を重点とした適切な警備対策を講じる。

また、国スポ期間中には、関係機関・団体等の協力を得て、防犯対策を推進し、犯罪の防止に努める。

(2) 消防防災対策

競技会場等における火災その他の災害予防ならびに災害発生時における情報収集・伝達、避難誘導および救急・救助に関する対策を講じる。

また、国スポ期間中の火災その他の災害予防および災害発生時の被害軽減を図るため、関係機関・団体等の協力を得て、防火・防災意識の向上を図る。

(3) 大規模災害・突発重大事案対策

彦根市地域防災計画を踏まえ、大規模災害および突発重大事案の発生時には、関係機関・団体等と速やかに連絡調整を図り、情報収集・伝達、避難誘導、救急・救助等に関する対策を講じる。

(4) 関係機関等との連絡調整

警備・消防防災対策の円滑な推進のため、関係機関・団体等と緊密な連携を保つとともに、情報連絡体制を確立する。

3 その他

第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」における警備・消防防災対策については、滋賀県が設置される、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が主体となって実施する。

第4号議案

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 彦根市歓迎・接伴実施計画（案）

1 目的

この実施計画は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」（以下「両大会」という。）に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者および一般観覧者（以下「大会参加者等」という。）を心のこもったおもてなしで温かくお迎えするとともに、本市の魅力である恵まれた歴史・文化・自然等の地域資源を全国に向けて広く紹介するために、「彦根市歓迎・接伴基本計画」を具体化し、おもてなしに関する基本的な事項を定める。

2 実施事項

（1）歓迎装飾の設置

競技会場、主要駅その他必要な場所に、看板、横断幕、のぼり旗等の歓迎装飾を行い、大会参加者等を歓迎する。

（2）案内所の設置

大会参加者等に競技、宿泊、交通、観光、物産等の案内を行うため、必要に応じてわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と協議し、競技会場、主要駅等に案内所を設置する。案内所には観戦ガイドブックや観光パンフレット等を設置する。

（3）休憩所の設置

競技会場において、大会参加者等が憩いの場、交流の場として利用するため休憩所を設置し、必要に応じて飲み物の無償提供を行う。

（4）売店等の設置

各競技会場の規模に応じ、スポーツ用品、国スポ障スポ関連グッズ、飲食物、郷土物産品等を販売する売店を設置し、大会参加者等の便宜を図る。

（5）接遇意識の高揚

接遇意識の高揚を図るため、競技係員やボランティア等に対し、必要な研修を行う。

3 その他

この実施計画に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

参 考 资 料

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 実行委員会は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

(目的)

第3条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会において、本市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務および事業を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第4条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務および事業を行う。

- (1) 競技会の開催および運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (3) 競技会の開催および準備のための収支に関すること。
- (4) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) その他実行委員会の目的の達成に必要な事務および事業に関すること。

第2章 組織

(組織)

第5条 実行委員会は、会長、副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員をもって構成する。

2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員は、次に掲げる者のうちから会長が選出する。

- (1) 彦根市議会議員
- (2) 彦根市職員
- (3) 関係競技団体その他の関係機関および関係団体を代表する者
- (4) その他会長が特に必要と認める者

(選任)

第6条 会長は、彦根市長をもって充てる。

- 2 副会長、常任委員および監事は、総会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問、参与、委員および専門委員は、会長が委嘱する。

(職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する副会長がその職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第11条第7項に規定する事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。
- 5 顧問は、実行委員会の運営に関して助言する。
- 6 参与は、実行委員会の業務のうち重要な事項に参加する。
- 7 専門委員は、専門委員会を構成し、第12条第2項および第3項に規定する事項を審議する。

(任期等)

第8条 会長の任期は、実行委員会が解散するときまでとする。

- 2 副会長、常任委員、監事、顧問、参与、委員および専門委員(以下この条において「副会長等」という。)の任期は、委嘱の日から実行委員会が解散するときまでとする。
- 3 副会長等が就任時において所属する関係機関または関係団体の役職を離れたときは、副会長等を辞任したものとみなす。この場合において、会長は、当該関係機関または関係団体の後任者を、当該副会長等の後任者に委嘱するものとし、当該後任者は、その残任期間を務めるものとする。
- 4 会長は、副会長等に特別な事情が生じたときは、当該副会長等を解任することができる。
- 5 会長は、会長および副会長等(専門委員を除く。)の変更があった場合は、次の総会において報告するものとする。
- 6 会長および副会長等は、無報酬とする。

第3章 会議

(会議の種類)

第9条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会

(3) 専門委員会

(総会)

第10条 総会は、会長、副会長、常任委員および委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長または会長が指名した者がこれに当たる。
- 4 総会は、次の事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催および運営に係る基本方針等に関すること。
 - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
 - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
 - (4) 予算および決算に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、副会長、常任委員および委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
- 6 副会長、常任委員および委員は、総会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長、常任委員および委員は、総会に出席したものとみなす。
- 7 総会の議事は、出席した副会長、常任委員および委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 8 会長は、必要に応じて監事、顧問および参与に総会への出席を求めることができる。

(常任委員会)

第11条 常任委員会は、会長、副会長および常任委員をもって構成する。

- 2 常任委員会に委員長および副委員長を置く。
- 3 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれに当たる。
- 7 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。

- (2) 専門委員会の設置および運営ならびに専門委員会への付託および委任に関すること。
 - (3) 総会を招集する時間的余裕がない緊急の事項に関すること。
 - (4) その他委員長が必要と認める事項に関すること。
- 8 常任委員会は、前項第2号の規定により専門委員会に付託する事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 9 常任委員会は、第7項の規定により審議し、決定した事項を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 10 常任委員会は、副会長および常任委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。
- 11 副会長および常任委員は、常任委員会に出席できない場合は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により議決権を行使することができる。この場合において、当該副会長および常任委員は、常任委員会に出席したものとみなす。
- 12 常任委員会の議事は、出席した副会長および常任委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員会)

第12条 専門委員会は、常任委員会が必要と認める場合に設置するものとし、専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会に報告するものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか専門委員会の運営に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

第13条 会長は、総会および常任委員会(以下この条において「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないと認める場合は、総会等の権限に属する事項を専決処分することができる。

- 2 会長は、総会等の権限に属する事項で軽易なものを専決処分することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により専決処分したときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

第 14 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 6 章 会計

(経費)

第 15 条 実行委員会の経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第 16 条 実行委員会の事業計画および予算については、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第 17 条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第 18 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

- 2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第 7 章 解散

(解散)

第 19 条 実行委員会は、競技会に関するすべての業務を終了した後、解散する。

(残余財産の帰属)

第 20 条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、彦根市に帰属するものとする。

第 8 章 補則

第 21 条 この会則に定めるもののほか実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この会則は、令和 2 年 1 月 27 日から施行する。

付 則

- 1 この会則は、令和 4 年 8 月 4 日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会の副会長、常任委員、監事、顧問、参与および委員である者は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会の副会長、常任委員、監事、顧問、参与および委員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポ

一ツ大会彦根市準備委員会の方針、計画および関係規程等中、第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会彦根市準備委員会とあるものは、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会と読み替える。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会則(令和4年8月4日施行)第12条第4項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会専門委員会(以下「専門委員会」という。)の組織および運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(専門委員会の名称等)

第2条 専門委員会の名称ならびにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会常任委員会からの付託事項および委任事項は、別表のとおりとする。ただし、常任委員会委員長が認める形式的な変更等の軽易な事項については、付託を省略し、または委任しないことができる。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名

(役員を選任)

第4条 委員長および副委員長は、専門委員(以下「委員」という。)のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ彦根市実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、または委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 専門委員会の議長は、委員長がこれに当たる。

3 専門委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決をすることができない。

4 専門委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人または書面の提出により、議決権を行使することができる。この場合において、書面の提出により議決権を行使した委員は、専門委員会に出席したものとみなす。

5 専門委員会の議事は、出席した委員(あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使した委員を含む。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 専門委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門

的事項について調査研究を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会は、委員のうちから委員長が指名した者(以下「部会員」という。)をもって構成する。

3 第3条から第5条までならびに前条第1項、第2項および第5項の規定は、専門部会について準用する。この場合において、第3条から第5条までならびに前条第1項および第2項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第3条、第4条および第5条第2項中「副委員長」とあるのは「副部会長」と、第4条中「専門委員(以下「委員」という。)」とあるのは「部会員」と、前条第5項中「出席した委員(あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使した委員を含む。)」とあるのは「出席した部会員」と読み替えるものとする。

4 部会員の任期は、委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会および専門部会の運営に関し必要な事項は、委員長または部会長が会長の承認を得て別に定める。

付 則

この規程は、令和4年8月4日から施行する。

別表(第2条関係)

名 称	付 託 事 項	委 任 事 項
総務企画 専門委員会	1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎・接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
競技式典 専門委員会	1 競技・式典に関すること。 2 施設整備に関すること。 3 その他競技式典に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
宿泊衛生 専門委員会	1 宿泊に関すること。 2 医事・衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。
輸送交通 専門委員会	1 輸送・交通に関すること。 2 警備・消防・防災に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。	左記付託事項のうち、要項等の策定および事業の実施に関すること。